

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日が休日は、その翌日)  
(当たる翌日)

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九一三、七〇九一五三(以上二筆の国有林について次の図に示す部分に限る。)、七〇九一五六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- ◇ 告 示
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 教育職員の免許状の授与
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 土地配分計画の作成
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良区の設立の認可の申請に係る土地改良事業計画書等の縦覧
- 肥料の登録の失効
- 肥料の検査の結果
- 道路の位置の指定

## 鳥取県告示第五百九十二号

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第二百四十八号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍 地
幼稚園助教諭免許状	昭四〇幼助第二号	小 松 栄	鳥取県

## 鳥取県告示第五百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、

森林法

## 鳥取県告示第五百九十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカッスル予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及びニューカッスル病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

## 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分

一 実 施 次	二 期 次	日 次	実 施 区 域	実 施 場 所
十一月二十六日	"	十一月二十九日	東伯町	岩船、岩本谷検診場
"	二十七日	"	関金町	真野原、今西、荒田、新興"
"	二十九日	十二月 二日	三朝町	松河原、経営伝習農場、家畜市場、郡家検診場
十二月 一日	"	三日 東郷町	泊村	片柴、横手、本泉、大柿
"	六日	四日 東伯町		石脇、原、漆原、長和田"
				中津原、三本杉、別宮、宮場"
				中田、古川、小鴨農協、福守"

べん前後一月以内のものを除く。

- 4 ひな白痢検査 ツベルクリン皮内反応
  - 5 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射
  - 6 肝てつ検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 別表 結核病検査及びブルセラ病検査
- 3 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与
- 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
  - 3 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射 種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏



		区 分		入植地	予定殻数	面積	増減	反覆	団体	摘要	要
		土地	地区名								
"	"	宇倍野									
"	"	岩美									
岩美	福部	国府									
唐川	久志羅	高岡									
				一	一	一	一	一	一	一	一
				反	〇〇〇	〇〇〇	反	反	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
				一〇	一〇						
三〇・反	五・反	五・反		二九・六一〇	二九・六一〇						
一一一				一	一	一	一	一	一	一	一
				三三・九一七	三三・九一七						
				(八口) 新規 増反者 配分 (二口) 既入植者 追加 分配 分)							

実施期日	実施区域	実施場所
十二月一日	河原町	種鷄場巡回
八日		
九日		
十日		
十一日	船岡町	智頭町
六日	智頭町	船岡町
七日	八東町	
八日		
九日		
十日		
十一日		
二日		
三日		
四日		
五日		
六日		
七日		
八日		
九日		
十日		
十一日		
一二日		
一三日		
一四日		
一五日		
一六日		
一七日		
一八日		

ひな白痢検査及びニユーカツスル予防注射

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬  
宮ノ下

国府町

谷

実施期日 実施区域 実施場所  
十二月六日 河原町 河原検診場

八日

七日

八日

九日

一〇日

### 鳥取県告示第五百九十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石破二朗

00025(第三種郵便物認可)

第3685号

昭和40年11月19日

鳥取県公報

5

金曜日

## 鳥取県告示第五百九十五号

倉吉市不入岡三二一番地 篤中政雄ほか二十三人の者から申請のあつた久米ヶ原土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五百九十六号

昭和四十年九月一日付けで岩美郡福部村大字海士六二九番地 井手野友芳ほか十四人の者から申請のあつた海士土地改良区の設立認可については、

その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第五項の規定により、

次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年十一月二十二日から二十日間とする。

三、縦覧に供する場所 福部村役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百九十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成 分量  
(パーセント)

生産業者の住所及び氏名

第三〇七号	五・四 なたね油かす	五・四二・三一・三 全量全量全量全量里	岩美郡岩美町大字新井二八五 櫻本 康介
第三一三号	四・六 なたね油かす	四・六二・〇一・〇 全量全量全量全量里	岩美郡岩美町大字新井二八五 福部農業協同組合 組合長理事 小谷繁美

## 鳥取県告示第五百九十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十年六月及び七月に実施した肥料の検査の結果を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合
セメント副産加里肥料	小野田セメント株式会社	三	〇
第一種複合肥料	昭和電工株式会社	一五	〇
		六	〇
		〇	〇
		〇	〇

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合
セメント副産加里肥料	小野田セメント株式会社	三	〇
第一種複合肥料	昭和電工株式会社	一五	〇
		六	〇
		〇	〇
		〇	〇

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合
セメント副産加里肥料	小野田セメント株式会社	三	〇
第一種複合肥料	昭和電工株式会社	一五	〇
		六	〇
		〇	〇
		〇	〇

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合
セメント副産加里肥料	小野田セメント株式会社	三	〇
第一種複合肥料	昭和電工株式会社	一五	〇
		六	〇
		〇	〇
		〇	〇

日本肥料株式会社	片倉チツカリン株式会社	九
関西日産化学株式会社	六	六
住友化学工業株式会社	三	三
株式会社多木製肥所	三	三
三興株式会社	三	三
帝国化工株式会社	三	三
神島化学工業株式会社	○	○
鳥取県告示第五百九十九号	二	二
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十一月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。	朗	朗
昭和四十年十一月十九日	鳥取県知事 石 破	鳥取県知事 石 破
申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上福原一九三 一番地	米子市東福原字北原ノ三 二七番 三五番 三八番 三三番 三四番 四二番 四四三番	道路の幅員及び延長
岸本 弘久	幅員 四メートル	延長 一八五メートル

## 鳥取県告示第六百号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第十九期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一條第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十年十一月十九日

鳥取県知事 石 破

第二十期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領

## 一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

## 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

## 三 推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書（別記（一））に次のイからニまでの書類を添えて、所定の期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

イ 労働組合資格審査申請書（別記（二））

ロ 組合規約

00027

## ハ 労働協約

ニ もの他資格の立証に必要な資料

## 1 役員名簿

## 2 経理状況

## 3 従業員数及び組合員数(男、女別)

## 4 組合事務所の借上状況

## 5 福利厚生の援助を受けてる状況

(資格を立証するため、労働委員会に手続せねばならぬが、労働組合

資格審査申請書にその記入を要する。)

(使用者団体は、推薦書を所定の期間内に、所轄労政事務所を経由して

て知事に提出する。

四 推薦することある候補者の数

別に制限はないが、一人以上の場合は、順位を付ける。

## 五 推薦の期間

昭和四十一年一月十九日から昭和四十一年十一月一日まで

## 別記(1)

鳥取県地推労働委員会  
会長 殿

所在地

労働組合名

代表者名

年 月 日

## 労働組合資格審査申請書

年 月 日

## 別記(2)

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属組合 (使用者の所属会社) の名称及び 事業場の名称及び その地位	労働者の職場 の名称及 びその地 位	経歴	備考

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推薦します。

推薦書

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県知事 殿  
所在地  
労働組合名  
使用者団体の名称  
代表者名

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参与したいので、労働組合法(昭和24年法律第174号)第5条第1項の規定により資格を審査してくださるよう次の書類を添えて申請します。

1 労働組合規約

2 労働協約

3 その他

記

昭和四十年十一月二十五日 午前十一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁七階)

1 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市元鉄物師町八二の三一

自動車等運転者 平田 政幸  
自動車等運転者 岩本 貢  
自動車等運転者 浜吉 俱美

鳥取市湖山町 松本建設飯場内

自動車等運転者 依藤 藤一  
自動車等運転者 上田 昌生  
自動車等運転者 竹内 博

鳥取市賀露町一、三五八

自動車等運転者 高田 稔長  
自動車等運転者 岡村 啓美  
自動車等運転者 林 和夫

鳥取市三山口二〇〇一

自動車等運転者 上田 昌生  
自動車等運転者 竹内 博  
自動車等運転者 高田 稔長

鳥取市下味野一

自動車等運転者 岡村 啓美  
自動車等運転者 森田 勝  
自動車等運転者 林 和夫

鳥取市瓦町一二四の二四

自動車等運転者 上田 昌生  
自動車等運転者 竹内 博  
自動車等運転者 高田 稔長

鳥取市川端二丁目五〇

自動車等運転者 岡村 啓美  
自動車等運転者 森田 勝  
自動車等運転者 林 和夫

氣高郡鹿野町大字岡本五七

自動車等運転者 上田 昌生  
自動車等運転者 竹内 博  
自動車等運転者 高田 稔長

八頭郡郡家町市場一六五

自動車等運転者 岡村 啓美  
自動車等運転者 森田 勝  
自動車等運転者 林 和夫

八頭郡郡家町花二八二

自動車等運転者 上田 昌生  
自動車等運転者 竹内 博  
自動車等運転者 高田 稔長

## 公 告

昭和40年10月28日及び11月8日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和40年11月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理容師試験合格者

前田 寿美 南場 正之 植田 幸子 田中佐代子 田中 幸子

福馬 博子 宇田 寿恵 池原 純代 坂本喜美江 中沢 厚子  
梶川 典惠 岸本 憲子 岩本貴美恵 石賀 弘之 石水智津子

1 聽聞の期日及び場所

昭和四十年十一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県公安委員会告示第三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第二百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会告示

1 聽聞の期日及び場所

昭和四十年十一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県公安委員会告示

00029

大原 芳明	高橋三代子	永井 博	井谷 京子	山口 泰子
深田加奈枝	山田 俊明	垣原 札子	宮脇恵貴子	岡田 耕二
田中 弘	福山 都子			
美容師試験合格者				
高橋 恵子	北尾とせ子	景山 初美	結城 澄子	林原みよ子
遠藤 規子	森田 芳子	井塙美智代	東川 純子	宮倉 花子
前島 妙子	浜本 和子	網川 淳子	岡 サチ子	加藤恵美子
船越 春江	深田 敦子	永見寿美子	安藤富美子	平尾千鶴子
浜田 初枝	井田あけみ	木村 文子	森本 明子	浜田 幸子
中村寿美子	山下 幸子	影井 久子	吉村 節	桑本 幸子
山根 宗子	山本計恵子	山根 勝子	石田 都	川本久美子

一般国道9号線東鳥取国道改築工事及び県市町村道路取付工事用地の収用にかかる裁決申請について収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和40年11月19日

鳥取県収用委員会 会長 若木 禮

1 日 時 昭和40年11月20日 午前10時から正午まで  
 2 場 所 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県議会議事堂第4委員会室